

## 相生市工事検査規程

### (目的)

第1条 この規程は、相生市契約規則（昭和39年相生市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、工事の検査について必要な事項を定め、もって工事の厳正、適確及び能率的な施行を確保することを目的とする。

### (対象工事)

第2条 この規程において、工事検査の対象となる工事（以下「工事」という。）は、以下に掲げるものとする。

- (1) 市から発注された土木、建築、機械装置の製造に係る工事
- (2) 維持管理として行われる、道路等の補修作業

2 以下に掲げる作業等については、本規程の対象としないものとする。

- (1) 維持管理として行われる、除草作業、環境美化作業及び除雪作業等
- (2) 設計業務、監理業務等

### (検査の種類)

第3条 検査の種類及びその内容は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 中間検査 工事施工中途において、別に定める相生市建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第32条の2の規定により行う検査及びこれに準ずる検査をいう。
- (2) 出来高検査 工事施工中途において、契約書第38条に規定する部分払いの請求又は契約の解除等のため、工事の出来高部分に対する支払いをしようとする場合に行う検査をいう。
- (3) 一部完成検査 契約書第39条第1項の規定により行う検査をいう。
- (4) 完成検査 工事完成に伴い、契約書第32条第1項の規定により、当該工事の履行の確認を行う検査をいう。

### (検査監及び検査員)

第4条 規則第32条第2項の規定により、市に工事検査監及び検査員（以下「検査監等」という。）を置く。

- 2 工事の検査については、工事検査監が行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、その職務を検査員が代行することができる。
- 3 検査員の任命は、原則として管理職相当職以上の者から市長が行う。
- 4 検査監等は、その身分を証する証票（様式第1号。以下「検査員証」という。）を携帯しなければならない。
- 5 検査監等が、退職、異動その他の理由により、その職を退いたときは、直ちに検査員証を市長に返還しなければならない。

### (検査必要書類の提出)

第5条 検査の対象となる工事を担当する部長（以下「工事担当部長」という。）は、検査予定日の属する月の前月25日までに、工事検査予定表（様式第2号）を工事検査監に提出しなければならない。

### (検査の方法)

第6条 検査は、契約書、設計図書、仕様書、その他関係図書に基づいて厳正に行われなければならない。

- 2 検査監等は、工事担当部長に対し、工事出来形図、工事中途の諸検査の結果を示す書類、重要部分の写真等検査に必要な書類を提示させ、又は説明を求めることができる。
- 3 検査監等は、必要があると認められるときは、工事の対象物の一部について破壊又は分解して検査をすることができる。

(検査の立会い)

第7条 検査監等が検査を行う場合には、当該工事を担当した監督員及び工事請負者（代理人を含む。）を立ち会わせるものとする。

(検査結果の報告)

第8条 検査監等は、工事担当部長に対し、次の各号に定める様式により、検査結果を報告するものとする。

- (1) 中間検査 中間検査報告書（様式第3号）
  - (2) 出来高検査 出来高検査報告書（様式第4号）
  - (3) 一部完成検査及び完成検査 一部完成・完成検査報告書（様式第5号）
- (手直し工事の指示)

第9条 工事担当部長は、検査監等から工事手直しの報告を受けた場合は、工事手直し指示書（様式第6号）により、工事請負者に工事の手直しを命じなければならない。ただし、軽微な手直し事項については、口頭により工事請負者に指示できるものとする。

- 2 手直し工事が完了したときは、第6条及び第7条の規定により、再度検査を受けなければならない。

(工事成績の評定)

第10条 工事請負金額が130万円以上の工事について完成検査を行う場合は、規則第32条第2項に定める監督員及び検査監等は、その工事個所ごとに、工事成績評定表を作成し、工事担当部長に報告しなければならない。

(工事成績評定の通知)

第11条 市長は、契約書第32条第2項により、当該工事の完成検査が完了した場合は、当該工事の請負者に対して、工事完成検査の結果を工事成績評定通知書（様式第7号）により通知しなければならない。

(説明請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、市長に対し、評定の内容に関して説明を求めることができる。

(説明請求に対する回答)

第13条 市長は、前条の規定により請求者から説明を求められた場合は、当該請負者に対して、書面（様式第8号）により回答するものとする。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(様式第7号)

## 工事成績評定通知書

相 第 号  
令和 年 月 日

請負人 様

相生市長 (印)

貴社が施工した下記工事について、相生市工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

また、この評定の内容については、この通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、市長に対し説明を求めることができます。

なお、説明を求める場合の書面（説明依頼書）の記載方法については、下記を参考に財務部財政課までお問い合わせください。

記

工事番号	
工事名称	
成績評定点	点（基準点65点、項目別評定点は、別表1のとおり）

### ※説明依頼書記載内容

日付、宛先、会社名（印）、工事番号、工事名称、現場代理人氏名、説明を求める内容等